

◇特定大規模災害等に対処するための作業に従事する消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和6年6月28日）から施行することにしました。

（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）